

(別 紙)

入学料・授業料減免 制度概要

○ 入学料・授業料減免制度

経済的理由等により入学料・授業料の納入が困難であると認められる学生に対し、選考の上、予算の範囲内で、授業料半期分の全額又は半額を減免する制度を実施しています。(授業料については、半期ごとに説明会を開催しています。)

授業料減免とは、授業料の全額あるいは半額を免除するもので、貸与型奨学金のように、後に返済を要するものではありません。

減免の対象となるのは、次の各号のいずれかに該当し、かつ学業優秀と認められる場合に限られます。

審査の結果、減免にならないことがありますので、あらかじめご承知置きください。

I 入学料減免対象者 (入学手続時に入学料徴収猶予願を提出された方のみ対象)

- ① 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ② 学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
- ③ その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき

※①～②については、概ね入学前一年以内の事情を考慮します。

③については、事務局へお問い合わせください。

II 授業料減免対象者

- ① 授業料を主として負担している者 (以下「学費負担者」という) が経済的理由により、授業料の納入が困難と認められるとき
- ② 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ③ 学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
- ④ その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき